

日本学生支援機構奨学金

給付奨学生「在籍報告」の提出について

2020年度から給付奨学金を受給している学生の「在籍報告」の提出は、日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルを通じてインターネットから入力することになります。

期限内に「在籍報告」の提出がない場合には、令和3年5月からの給付奨学金の振込みが止まります。

「在籍報告」の提出（入力）手続きをよく読んで入力して下さい。

記

1 対象者

2020年度から本学で給付奨学金（新制度）を受給している学生

※予約採用候補者及び2021年4月に給付型奨学金に申請予定の学生は対象外です。

※旧制度の給付型奨学金受給者は対象外です。

2 インターネットによる「在籍報告」提出（入力）期限

※申請期間が短くなっておりますので注意してください。

令和3年4月14日（水）～令和3年4月26日（月）（厳守）

3 提出書類【該当者のみ】P.6

①「自宅→自宅外」に通学形態を変更した学生

自宅外通学変更届兼自宅外通学証明書類送付状[給付様式35]…学校から配付します
自宅外通学であることを証明する書類

②「E—あなたの国籍情報」で「はい」を選択した学生

給付奨学金「在留資格証明書類」提出書[給付様式35]…学校から配付します
在留資格に関する証明書類

③「H—生計維持者情報」で人物の追加・変更等がある学生

マイナンバー提出書…在籍報告提出後に機構から送付されます

令和 3年 4月14日
学生部 学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）
<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/> をご覧ください。